

## 告 示

### 埼玉県選管告示第四十四号

平成三十年埼玉県選管告示第四十号（公職選挙法に基づく個人演説会等施設の変更について）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成三十年十二月七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

表施設の名称の欄中「(新)北袋自治会館会議室」を「(新)北袋町自治会館会議室」に改める。